

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書の訂正報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の5第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年12月13日
<b>【会社名】</b>	株式会社ジャパンケアサービスグループ
<b>【英訳名】</b>	JAPAN CARE SERVICE GROUP CORPORATION
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 馬袋 秀男
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	常務取締役 松井 康夫
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月30日に提出致しました第20期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項の規定に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 3 評価結果に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所には\_を付して表示しております。

### 3 評価結果に関する事項

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成22年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社が過年度に提出した有価証券報告書等において、賃貸不動産の減損処理および事業譲受に関するのれんの減損処理について、訂正の対象となり得る不適切と思われる会計処理が存在する疑義が生じたため、外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置し、専門的かつ客観的な見地から、事実関係の正確な把握、当該会計処理の調査分析、今後の対応策の検討等に鋭意取り組んできました。

第三者調査委員会の調査報告書において、当社が行った賃貸不動産の減損処理および事業譲受に関するのれんの減損処理に不適切な部分があり、減損損失の計上漏れあるいは計上不足があるとの指摘を受けたことにより、それらの見直しと決算への影響額を検討した結果、過年度の決算を訂正するとともに、平成21年3月期から平成24年3月期までの有価証券報告書および平成22年3月期第1四半期から平成24年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの要因は、会計に関する専門的な知識が不足していたこと、適正な会計処理を行うための経理マニュアル等に不備があったこと、担当者のスキル等に依存した体制であったこと、会計処理の前提となる事実関係の把握および必要な情報の収集が不十分であったこと、将来計画の見通しや各事業所の損益予測が甘かったことにあります。よって、当社の全社的な内部統制の一部および決算・財務報告プロセスに係る内部統制の一部に重要な不備があったと認識しております。

当社は第三者調査委員会からの再発防止策の提言を真摯に受け止め、以下の事項を実行していくとともに、重要な不備を是正し、親会社である株式会社メッセージと同一の基準で内部統制を機能することができる体制の構築に早急に着手してまいります。

### (1) 会計処理全般に関する経営陣の意識改革

( 2 ) 決算・財務報告プロセスの整備と運用の徹底

( 3 ) 会計処理全般に関する社員教育の徹底

( 4 ) 外部専門家の積極的な活用

( 5 ) 予算の精度強化

( 6 ) モニタリング体制の強化

以上